

2026年度における障害者差別解消に係る本県の取組について

1 県政お届け講座の実施

- 県職員が無料で集会などの場に出向くなどして、県政の様々な分野について分かりやすく説明するもの。
- 障害福祉課では、「障害を理由とする差別の解消の推進について」というテーマで、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）及び愛知県障害者差別解消推進条例の趣旨・概要、障害を理由とする差別の解消の推進を図るための愛知県の取組についての説明を事業所からの要望に応じて実施。

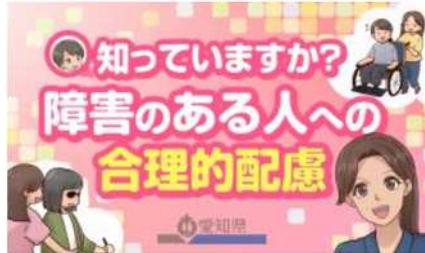
2 広報啓発

- 障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例の改正による、事業者における合理的配慮の義務化等を周知するためのリーフレットを、県政お届け講座実施の際や、市町村や事業者からの求めに応じ随時配布。



参考：リーフレットの画像（一部）

- 合理的配慮の提供に関する普及啓発動画（YouTube）を作県ウェブサイトへ掲載し、広く県民へ周知を図る。



参考：動画のサムネイル画像

3 市町村職員への研修

- 「愛知県障害者虐待防止・差別解消実務担当者会議」を年2回開催。
- 市町村職員に対し改めて、障害者差別解消の意識の向上を図る。

4 障害及び障害者に対する県民理解促進事業の実施

- 障害者差別解消法及び愛知県障害者差別解消推進条例に基づき、障害を理由とする不当な差別的取扱いをなくし、障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で妨げとなる様々な社会的障壁を取り除くことができるよう、障害についての知識及び理解を深めることを目的として実施。

- NPO法人等から企画提案を選定し、シンポジウム等のイベントを開催。

【参考】愛知県障害者差別解消推進条例（抜粋）

（基本理念）

第三条

三 障害を理由とする差別の多くが障害者に対する理解の不足から生じていること及び誰もが障害を有することとなる可能性があることを踏まえ、全ての県民が、障害についての知識及び理解を深める必要があること。

四 県、県民、事業者及び市町村その他関係機関が、各々の役割を果たすとともに、社会全体で取り組むこと。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、国及び市町村と連携を図りながら協力して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策の推進に取り組むものとする。